

三重の水田作物需給調整緊急推進事業 主食用米からの作付転換促進事業

主食用米から他の品目への作付転換の取組を支援します!!

【 目的 】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主食用米の需要減退が見られ、過剰在庫が発生しており、米価下落が懸念されます。このため、主食用米の過剰生産の抑制に向け、主食用米から大豆や高収益作物（野菜等）、新規需要米など他の品目への作付転換を促し、農業者の生産安定につなげることを目的とします。

【 支援内容 】

令和3年産の主食用米の作付面積を令和2年産より減らし、他の品目へ作付を転換する取組（事業メニュー：主食用米からの作付転換助成（面積支払））を支援します。

【 単価 】

5,000円/10a ☆ ただし、県予算の範囲内とするため、単価調整する場合があります。
☆ 交付対象となった場合、国から県助成額と同額が交付される見込みです。

【 助成対象者 】

水田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）において、対象作物を生産する販売農家・集落営農

【 交付対象作物 】

令和3年産（基幹作）の大豆、高収益作物（野菜等）[※1]、新規需要米（飼料用米、米粉用米）、加工用米、新市場開拓用米（輸出用米等）、WCS用稲、飼料作物、そば、なたね [※1：水田活用の直接支払交付金の産地交付金により、令和3年産に支援する品目が対象]

【 その他留意事項 】

- ・ 令和2年産から令和3年産の転換作物の拡大面積が10a以上拡大した場合に限ります。
- ・ 複数の対象作物に取り組む場合は、対象作物の合計面積の令和2年産から令和3年産の拡大分が支援対象となります。
- ・ 令和2年産から令和3年産の主食用米の作付削減面積を上限とし支援します。
- ・ 本事業の対象となった場合は、国の令和3年度当初予算の水田活用の直接支払交付金メニューの都道府県連携型助成の対象となる見込みです。

※本内容については、国の事業要件に合致するよう、一部変更する場合がありますので、ご了承ください。